

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第25回）

1 日時 令和6年6月7日（金）11時00分～13時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、石井構成員、落合構成員、曾我部構成員、水谷構成員、森構成員、山本（健）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

（1）デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況

（2）意見交換

（3）その他

【山本主査】 定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会ワーキンググループ第25回会合の合同会合を開催させていただきます。

本日もご多忙の中、頻繁に会議を開いておりますが、当会合にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。議事に入ります前に事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点御了承ください。

次に、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料WG25-1-1から参考資料WG25-1までの4点用意をしております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、石井構成員、森構成員は途中でご退室予定、落合構成員は途中で御参加予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

本日の議事でございますけれども、引き続き「具体的な方策」の議論として、まずは、5月30日に開催された検討会（親会）にご報告させていただいた参考資料WG25-1「これまでの検討状況」において、「引き続き検討が必要な論点」とされていた論点について、今後の検討の進め方を事務局にて一案作成いただきましたので、そちらの資料について事務局からご説明いただき、質疑応答の時間を設けます。

次に、引き続き検討が必要な具体的な論点として、3点、「情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方」「情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」「マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方」について、それぞれ事務局に資料を作成いただいておりますので、そちらをご説明いただきます。

その後、そのまま続けて、これらの論点のうち「情報伝送PFが与える情報流通の健全性へ

の影響の軽減に向けた方策の在り方」に関連するものとして、プラットフォーム事業者から研究機関等へのデータ提供の状況について、一般社団法人Code for Japan様よりご発表いただいた後、事務局説明及びCode for Japan様の説明に対する質疑応答の時間を設けます。

そして、これらのご説明を踏まえ、各論点に関する意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まずは「引き続き検討が必要な論点に関する今後の検討の進め方（案）」について、事務局からご説明をお願いする前に、私から、5月30日の検討会（親会）でご説明した結果につきまして、「緊急性に応じた対応など、取組の時間軸も意識して議論を進めるべき」、「親会における「情報流通の健全性」に関する基本理念の議論とのつながりを意識すべき」、「それぞれの方策の実効性を担保する方法について、共同規制も含めて具体的に検討すべき」などのご意見を頂戴しました。WGとしては、検討会で頂戴したご意見もふまえ、引き続き議論を進めていければと考えております。それでは、事務局から説明御願いたします。

【上原補佐】 事務局よりご説明いたします。資料WG25-1-1と、併せて参考資料WG25-1もご参照ください。5月30日の第21回検討会にて山本龍彦主査よりご報告いただきました通り、これまでの皆様のご検討状況につきましては、一旦この参考資料WG25-1、当初資料21-1-4として公開したものですけれども、こちらに一通りまとめさせていただいたところでございます。

こちらの資料ですけれども、これまでの検討の中で、概ね皆さまのご意見の一致を見たところを「これまでの検討状況」としまして、緑色で網かけをしております。一方、まだまだいろいろなご意見がありまして、今後さらに検討していく必要がある論点というものを「引き続き検討が必要な論点」として、オレンジ色で網かけをしているところでございます。これは皆さまご承知のところかと存じます。

その上でそのことを前提としまして、このオレンジ色の網かけ部分、「引き続き検討が必要な論点」につきまして、この6月も引き続きご議論いただければと存じますけれども、これまでのご検討状況を踏まえすと、資料21-1-4の1ページ目にありますように、当初8つの論点に分類・整理しながらご検討いただいていたところ、相互に密接に関連していたり、ほとんど片方がもう片方に包含されるような関係ではないかと思われるようなものであったり、もう少し論点整理が可能ではないかと思われる部分が出てきたところではないかと存じます。

そこで今回配布いたしました資料WG25-1-1をご覧くださいと存じますけれども

も、この6月は8つの論点をさらに括って、5つに整理した上で検討を進めてはどうかと、こういった一案をまとめております。5つというのは具体的に言うと、1ページ目の右側にありますように、「1. 情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方」、「2. 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」、「3. マルチステークホルダーによる連携協力の枠組み整備の在り方」、「4. 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」、「5. 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」の5つでございます。

このうち3から5は、それぞれ元々の論点整理、この左側の表で言いますと、②⑤⑥に関連するものでして、こちらはそのまま引き続きご議論いただければと考えております。

一方、1の「情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方」については、③と⑦を統合した論点となります。こちら2ページ目にて説明しております通り、⑦というのは、経済的インセンティブ目当てのいわゆる「インプレッション稼ぎ」の投稿への対応についてご議論いただいていたところですが、そちらについては、偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション、特に収益化の停止などの在り方を一般的に検討する中で、その一環として検討するのが適当ではないかというご意見を頂いていたところですので、コンテンツモデレーションの在り方一般について検討いただきました③の論点に吸収させていただきました。

また、2の「情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」というのは、左側④が中心になりますけれども、さらにこうした社会的影響の予測・軽減措置の実施といったものは、災害発生時等における対応として実施する必要が高いのではないかというご意見もございましたので、この①と一体的に検討することが適当ではないか。また④は、いわゆるサービスアーキテクチャに起因する社会的影響の軽減といったところが中心議題かと存じますので、そうだとすると⑦のレコメンデーションやターゲティングの在り方も併せて考慮する必要があるのではないかと。こういった観点から①④⑧を一体的に議論いただく趣旨で、この右側、2番目の論点を設定させていただいているものとなります。

なお本日はこの右側1から3までの論点をご議論いただきたく、具体的な論点をまとめさせていただいたのが、後ほどご説明いたします資料WG25-1-2ということになります。事務局からは以上となります。

【山本主査】 ありがとうございます。これまでの論点も相互に関連しているところが結構ありましたので、議論を合理化していくために今のような整理をしていただいたという

ことかと思えます。それでもまだ検討しなければいけない論点はかなりあるわけですが、まずもって、そのような整理をしていただいたということだと思います。

それでは只今の事務局からのご説明にご質問・ご意見のある方は、チャットでご発言希望の旨をご連絡ください。よろしくお願いいたします。

全部で4つの論点に再整理していただいて、本日はその4つのうち3つをこの後議論するということだと思います。もちろん、このように整理してもなおいろいろと各論点に関連する事項等がございますので、その場合にはあまりこだわらずにいろいろとご意見を頂ければというように思います。このような進め方でよろしいでしょうか。それでは、このような形で議論を進めていければと思います。

続きまして、引き続き検討が必要な論点につきまして、同じく事務局からご説明をお願いいたします。

【上原補佐】 資料WG25-1-2をご覧ください。こちら先ほどご説明いたしましたように、資料WG25-1-1の今後の進め方の中で言いますと、5つの論点のうちまずは1から3までの3つの論点について、中身を構成する具体的な論点を整理してまとめさせていただいたものとなります。4と5のデジタル広告関係の論点、それから全体に共通するような他にも種々の論点があるかと思えますけれども、そちらにつきましては、次回別途ご議論いただければと考えております。

早速ですが、2ページ目、1の「情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方」に関する引き続き検討が必要な論点となります。

3ページ目以降をご覧ください。こちらは基本的に前回親会に報告した資料21-1-4、つまり今回改めて配付させていただきました参考資料WG25-1の中で、「引き続き検討が必要な論点」としてオレンジ色で網かけしていたものを寄せ集めて整理した資料ということになります。ですので、いずれも皆さま、すでに一度お目通しいただいている論点ばかりではあるのですが、リマインドを兼ねまして、改めてご説明させていただきます。

まず、対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲につきましては、前回までに、3ページ目の赤枠で囲んだところ①と②をいずれも満たす情報が少なくとも含まれるのではないかと、といったところまでのご検討いただいていたところかと存じます。他方で、ではこれ以外の情報はどうかと。例えば①について、必ずしも誤りは含まれていないが、文脈上誤解を招くミスリーディングな情報であるとか、あるいは事実ではあるけれども、人を害す

る意図を持って発信された悪意ある情報、情報影響操作に利用されるようなものをどう捉えるべきか。また②につきまして、違法性や権利侵害性というのはある程度分かりやすいところがありますけれども、客観的な有害性や社会的影響の重大性といったものについては、ミニマムなものとして人の生命・身体または財産に重大かつ明白な悪影響を与えるような情報であればしっかりした対応が必要な情報の範囲と言えそうではあるけれども、一方でそれ以外のいかなる場合に、またいかなる具体的な方策との関係で、客観的な有害性や社会的影響の重大性という要素を捉えるべきなのか、あるいは捉えるべきではないのか。さらに、対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲に類型的には含まれないものとするべき例外的な情報としては、パロディ、風刺等がありますけれども、それ以外に何かあるか、といった点が引き続き検討が必要な論点として挙げられるところかと存じます。

続いて4ページ目、偽・誤情報の流通・拡散を抑止するためのコンテンツモデレーションの類型については、この表に挙げました①から⑦のようなものが代表例としてありますけれども、特に④の表示順位の低下でありますとか、削除・アカウント停止以外の、より広い範囲、かつ、可視性への影響がある意味、削除よりは小さいといえるかもしれないといったものについて、どういった取り扱いを考えていくべきか。またこれは先ほどの「偽・誤情報」の定義・範囲とも関連するところかと存じますけれども、可視性への影響が低いコンテンツモデレーションの対象とすべき偽・誤情報の範囲は相対的に広がるのではないかといたご意見も出ていたところですが、そこを具体的にどのように類型的に整理していくのか。また⑦のいわゆるプロミネンスについては、他の類型とは少し異なる促進方策等を検討する必要があるのかどうか。こういった点が引き続き検討が必要な論点として挙げられるかと存じます。

それから5ページ目、偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実施の促進方策につきましても、先ほどの「偽・誤情報」の定義・範囲や、あるいはコンテンツモデレーションの類型と密接に関連するところですので、一体的にご議論いただければと存じますけれども、つまり偽・誤情報の違法性・権利侵害性・有害性、社会的影響の重大性、含まれる誤りの明白性といった特性・性質に応じまして、必要な方策、例えば透明性確保であったり迅速化であったりといったものを一定、類型化できないかといったところが、残された論点になろうかと存じます。

また、こちらは迅速化であったり、確実な実施の確保といった方策に関連するところですが、どういった契機のコンテンツモデレーションを前提にするのか。つまり誰からの

申請によるコンテンツモデレーションが迅速化等の方策の対象となるのかといった部分。これも偽・誤情報の特性・性質によるものであらうと考えられるところですが、例えば違法ではないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションについては、広告主であつたりファクトチェック機関であつたりが申請するというのはどうなのか、制度設計上何か留意点があるのかどうか。また行政法規に抵触するような違法な偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションについては、すでにご議論いただきました通り、所管行政機関による申請というものがあつるのであれば、その透明性やアカウントビリティ確保方策を考える必要があるということですが、具体的にどういふ方策が妥当であるのかどうか。

この点につきましては、行政手続法など行政手続に関する既存の法的枠組みの中でも、一定の透明性・アカウントビリティ確保方策と言えるものが取られているところかと存じます。例えば行政手続法36条は、「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない」としております。つまり、行政機関によるコンテンツモデレーション申請を行政指導と捉えますと、もしこれを制度的に同一の行政目的を実現するための一定の条件に該当する複数の情報伝送プラットフォームに対し要請するということになる、行政指導指針の策定・公表が求められる可能性があるところとして、実際に以前ご紹介いたしました葉機法に基づく都道府県知事等による違法広告の削除要請、今回の資料WG25-1-2で言うところの18ページに参考資料を付けておりますけれども、この場合、19ページにあります通り、要請の手順や方式、要請した場合に厚生労働省の担当課へ連絡するようといったことも含めて、厚生労働省の担当課長名義の指針というものが策定・公表されているところがございます。こういった一般的な行政手続に関する法的枠組みに照らし、足りているところ足りていないところはどこなのかという部分も含めてご議論いただければと存じます。

それから5ページ目に戻りまして、偽・誤情報の発信を抑止するためのその他の方策については、コンテンツモデレーションの実施を促進する以外の抑止方策として、どういったものが有効か、といった部分をご議論いただければと考えております。

次に21ページをご覧ください。2の「情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」ということで、22ページにあります通り、これまでのご議論の中で、情報伝送プラットフォームは自らのビジネスモデルがもたらす将来にわたる社会

的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて影響軽減措置を実施・検討することが適切というご意見を頂いていたところでございますけれども、他方でこの自主的な影響予測や軽減措置の確実な実施というものをどこまで制度的に担保する必要があるのかどうか、といったところではご意見が分かれていたところかと存じます。この点については、「※」にもあります通り、違法ではないが有害な偽・誤情報の流通・拡散がもたらす社会的影響への対応であったり、あるいはレコメンデーションやターゲティングを含めたサービスアーキテクチャに起因する社会的影響への対応であったりといった部分は、具体的な措置を直接的に促進するというよりも、どちらかというところとした影響予測・軽減措置というスキームの中で考えることが適当な場合が多いのではないかといったご意見も頂いているところでございます。

他方で、影響予測をさせるにしても、明確な指標を示せるのか、また軽減措置の実効性をどう担保するのかといったところは、課題として指摘されていたところかと存じますけれども、この点について、例えば親会で検討されている「情報流通の健全性」に関する基本理念との連続性・関係性の中で、一定明確な指標が示せるのかどうか。また、その指標を作るとすれば、民産学官を含むマルチステークホルダーによる協議によって作るということが1つ考えられるところ、その指標の明確性を担保する上で、具体的にどのような役割分担、特に民産学と官の役割分担をどのようにすべきか。この辺りは、山本健人構成員に詳しくご説明いただいたEUにおける行動規範の策定プロセスというものが参考になるのではないかとということで、後ろの方にはその参考資料を付けております。

また、情報伝送プラットフォームが実施した影響予測の結果や軽減措置の内容をマルチステークホルダーで検証・評価するというところも考えられるところ、その検証・評価の能力はどうやって確保するのか。特に、49ページ以降に参考資料として付けておりますけれども、EUのDSAにおいては、こうした影響予測・評価の目的でVLOPやVLOSEが研究者等にデータへのアクセスを提供すべきといった規定が置かれているところでして、実際に親会でも澁谷構成員や、先月フィルターバブル等に関する調査研究結果を公表いただいた鳥海先生などからも、こういった情報伝送プラットフォームからのデータアクセス提供というものは重要であるというご指摘があったところでございます。こういったデータ提供の確保を通じた検証評価能力の強化について、どう考えるか。この点については、後ほどCode for Japan様よりプラットフォーム事業者によるデータアクセス提供の現状についてご発表いただく予定ですので、そちらもご参照ください。

それから22ページに戻っていただいて、1番下のポツです。こういった指標ないし実施指針や検証評価の結果というものをどうやって情報伝送プラットフォームのサービスに確実に反映するのか。

さらに23ページ、特に災害発生時等に備えた対応として、災害発生時等における社会的影響というものを平時から予測し、有効な軽減措置を予め検討しておくということも同じようなスキームで考えられるのかどうか。またこの場合、何が災害発生時等に当たるのか、いつからいつまでなのかという点について、マルチステークホルダーによる協議によって決定することを検討してはどうかというご意見を頂いたところですが、具体的にどういうプロセスで決定するのか。こういった詳細設計に関するご議論が翻って、一番最初の、そもそも制度的な担保が必要なのかどうかという点のご議論にも影響するものと思われるので、全体を一体としてご議論いただければと存じます。

最後、60ページになります。3の「マルチステークホルダーによる連携協力の枠組み整備の在り方」ということで、今ご説明したように、例えば影響予測や軽減措置の実実施指針を策定したり、評価・検証を行ったりといったことをするのであれば、そのための協議・決定には具体的にどのような主体が参加するべきなのか。特に市民社会の利益をどうやって協議・決定に反映させるのか。また協議・決定の実効性をどのように担保するのか。協議・決定の過程で交換される個人情報・機密情報の適正な取り扱いをどのように担保するのか、といった詳細につきまして、引き続き検討が必要な論点として挙げられるところかと存じます。

事務局からは以上となります。

【山本主査】 ありがとうございます。そのまま続けて、一般社団法人Code for Japan、陣内様からご説明をお願いいたします。

【一般社団法人Code for Japan（陣内氏）】 一般社団法人Code for Japanの陣内と申します。本日は、私から主要プラットフォーム事業者のデータ状況の調査報告を行います。

プラットフォーム事業者による外部への大規模なデータ提供は、研究者向けのリサーチャープログラムと開発者向けのAPIの2つの方法で行われています。リサーチャープログラムは、事業者がプラットフォームの透明性や信頼性の向上、学術機関・学術研究の支援、社会的課題の解決などを目的にAPIと研究者に無料で提供しているものになります。研究者が申請を行い、審査を通った研究者のみが研究に必要なデータを利用することができます。提供方法はAPIの他にデータセットやライブラリなどがあります。次に開発者向けに提供され

ているAPIですけれども、こちら次の3つに分類できます。1つ目はプラットフォームのエコシステム形成を目的に提供しているAPI、2つ目はビジネスとしてプラットフォームのデータを有料で販売しているAPI、3つ目は広告主向けに効率的な広告運用のツールとして提供しているAPIです。本調査の目的を踏まえて、1と2のAPIの調査を行いました。

続いて調査方法はこちらになります。本調査は事業者の公式ドキュメントをもとにしたデスクトップリサーチとなっています。そのため実際にAPIを利用して調査したわけではないことにご注意ください。またリサーチプログラムは、事業者によってはウェブサイト上に体系立って掲載されていなかったり、説明が詳細にされていないケースもありました。調査対象の事業者としては、記載の5社となっております。

最初に開発者向けに主なAPIというのがありますので、こちらについて説明を行います。調査した5社すべてがAPIを提供しておりますけれども、記載している主要な10のAPIのうち、Xが提供する2つのAPIとLINE・ヤフー社のDS. APIの計3つのAPIは、有料での提供となっております。残り7つのAPIもデータの範囲やレート制限など、開発者がAPIを利用するにあたっての制約が存在しております。そのためパブリックコンテンツであっても、外部のユーザーがAPIによって無制限にデータを取得できるわけではありません。まず本ページでは、各APIにどのような制約があるのかについて説明していきます。最初に一番上のXからですけれども、XのAPIは広範なデータを取得できる一方で、API利用料金がかかるのが特徴となっています。API V2は無料プランもありますけれども、他のユーザーのデータを取得しようとする、有料プランを利用する必要があります。有料プランは月額100ドル5000ドルとあり、さらに上位のEnterprise APIを使う場合の料金は、非公開となっております。続いてMetaですけれども、主要な3つのAPIを通じて、Facebookとインスタグラムのデータを無料で開発者に提供しています。Graph APIはユーザーのプロフィールや投稿など幅広いデータを取得できますけれども、開発者に対して利用を許可したユーザーの情報しか取得することができません。Instagram基本表示APIは、プロフィールや投稿のデータを取得できるAPIですが、開発者アカウント以外のデータは取得できません。Instagram Graph APIは、先の2つのAPIと異なり、つながりのないユーザーのデータも取得することが可能です。しかしプロアカウントといわれるビジネスアカウントとクリエイターアカウントのみのデータ取得となり、一般ユーザーのデータを取得することはできません。次にGoogleです。YouTube Analytics and Reporting APIsは、エンゲージメントなどの詳細な統計データを提供していますが、開発者自身のアカウントのデータのみが取得可能です。管

理していないチャンネルやコンテンツのデータは取得できません。一方でYouTube Data APIは、パブリックコンテンツの動画のタイトルや説明文、再生回数などのデータを取ることができ、他の無料APIのようなデータアクセス範囲の制限がありません。制約として最も大きいと考えられるものは1日のレート制限ということになっております。続いてTikTokのAPIで最も広範なデータを提供しているのがDisplay APIです。このAPIはプロフィールや動画などのデータを無料で取得できますが、開発者のアプリを利用しているクリエイターのデータしか取得することができません。最後にLINE・ヤフーの提供しているAPIです。DS APIはこれまで説明してきたAPIとは異なり、いわゆるビッグデータを取得できるAPIです。有料で提供されていましたが、現在は新規の利用受付が停止されています。LINEのMessaging APIは、開発者のアカウントに紐づくユーザーのデータのみが取得できるAPIとなっております。以上のように、各社様々な開発者向けAPIを提供しておりますけれども、料金やデータ範囲など制約があるため、APIによってプラットフォーム全体の状況を把握しようとすることは難しいと考えられます。

それでは続いて、各社リサーチャープログラムについて説明をいたします。各事業者はそれぞれ独自のリサーチャープログラムを研究者に無料で提供しています。プログラムの対象となっている研究者やデータへのアクセスは、プログラムごとに大きく異なっております。EUの研究者のみにデータを提供し、日本国内の研究者が利用できないプログラムも存在しています。また利用できるAPIやデータセットの条件の詳細も、プログラムによって様々となっております。このページでは各社のプログラムがどの地域の研究者を対象として提供され、またどのようなデータにアクセスできるのかについて、簡単にご説明いたします。最初にXのリサーチャープログラムについてです。アカデミックリサーチャーアクセスは、世界中の研究者によく使われていたAPIです。前のページにも記載のあったEnterprise APIを研究者に提供していましたが、現在はこのプログラムを利用することができません。現在Xが研究者向けに提供しているのが、DSA Researcher Applicationとなります。こちらはXのウェブサイト上の説明がほとんどなく、申請フォームが公開されているのみで、詳細については分からないというところですが、フォームによると、DSAに基づく研究のみが対象になっているとされ、日本の研究には利用できません。MetaはContent Library and APIというプログラムで、Facebookとインスタグラムのデータを日本を含む世界中の研究者に提供しております。このAPIでは、ほぼリアルタイムのコンテンツが取得可能です。またAd Targeting Datasetも日本を含む世界中の研究者にMetaは提供しています。このデータセ

ットによって、広告のターゲティングなどの研究を行うことが可能です。続いてGoogleです。GoogleはEUの研究者向けにGoogle Request Recordsを提供しております。Googleマップなどのスクレイピングを許可するプログラムですが、日本国内の研究者はこちらを利用することができません。一方でYouTube Researcher Programというものもありまして、こちらは日本を含む世界中の研究者が利用可能となっております。このプログラムでは、開発者向けにAPIとして紹介したYouTube Data APIを研究に必要な分だけ利用することが可能ということになっております。TikTokはCommercial Content APIを通じて、広告データを提供しています。このAPIは研究者に加えて、一般の人も利用可能ということになっておりますけれども、ヨーロッパのデータのみを扱っております。TikTokは、もう1つResearch APIというものを提供しておりまして、こちらはユーザーのプロフィールやコンテンツのデータといったものが取得可能ですが、アメリカとヨーロッパの研究者のみしか利用することができません。最後にLINE・ヤフーですが、調査した限りはLINE・ヤフーが唯一研究者向けに提供しているのが、ヤフー知恵袋のデータです。こちらは国立情報学研究所を通じて、データ提供されておりますけれども、ランダムサンプリングであることと最新のデータが2022年3月末であることに注意が必要です。以上がリサーチャープログラムの説明となります。審査に通った研究者がリサーチャープログラムを活用することによって、開発者向けのAPIよりも幅広いデータを無料で取得することが可能となっております。しかし対象がEUなどの研究者に限定され、日本の研究者が利用できないAPIやデータセットというのが多数あるということになっております。

ここからは各社のリサーチャープログラムやAPIについて、少し詳しく説明をしていきます。最初にXについて説明を行います。まずAcademic Research Accessは、従来日本を含む世界中の研究者に広く使われておりましたが、現在は申請フォームが閉じられております。過去に利用できた研究者も利用できない状況というようになっている模様です。研究目的でXのデータは使えなくなったということは、一般にこのプログラムが停止されていることを指しております。このプログラムでは月に1000万件という非常に大規模なXのデータを取得できたために、多くの研究者に利用されておりました。

現在Xの方で提供されていますのが、X DSA Researcher Applicationという申請フォームになります。こちらのフォーム名・プログラム名からも分かる通り、DSA対応のために行われている処置となっております。この申請フォームは申請者はDSA第40条第8項及び第12項で定義されている基準を満たす必要があると明記されています。質問項目や選択肢

をもとに考えると、大学やNGOなどに所属する研究者に対してデータの提供を行っております。データのセキュリティや研究内容・データの必要な範囲・期間を申請する必要がありますが、質問項目としましては他のプラットフォームと大きな違いはなく、オーソドックスな内容といえます。他の海外プラットフォーム事業者は、研究者向けのプログラムについて説明したページを設けていますが、XはこのGoogleフォームになるのですけれども、フォームを公開するのみであるため、情報がかなり限定的というようになっているのが特徴です。

続いてXですけれども、ビジネスとして開発者向けに有償でAPIを提供しております。X Developer Researcher Applicationの対象ではない研究者に対しては、こちらの商用プランを使うように案内がされています。料金プランを見ますと、月額100ドルのベーシックプランでも月に1万ポストが上限となっております。月額5000ドルのプランでも、月に100万件でありまして、それ以上のデータ取得には、より高額なEnterpriseプランになるということで、以前公開されていましたがリサーチプログラムは、月1000万件が最大ということを見ると、研究に必要な大量のデータ取得には、かなり多額の費用がかかるということになっております。

Metaのデータ提供について、説明を行います。MetaのContent Library and APIは、世界中の学術機関に所属する研究者に開放されています。ただアメリカや国連などが制裁対象としている司法管轄区の研究者はアクセスできません。このプログラムはFacebookとインスタグラムの両方のグローバルなデータが提供されています。審査はMetaが行っているのではなく、ミシガン大学の政治・社会研究のための大学間コンソーシアムによって行われています。申請は複数の研究者が関わるようなプロジェクトとして提出されていることが想定されておりまして、申請項目を見ていきますと、コーディングや好みのプログラミング言語といったようなデータ取り扱いのスキルを確認していることが特徴的です。

Metaは広告関係の取り組みとしまして、Meta Ad Library toolsというプログラムで4つのデータを提供しております。そのうちAd Targeting Datasetのみが研究者に限定する形での提供となっております。他の3つのツールに関しては、研究者以外にも利用可能です。Ad Targeting Datasetは、対象の研究者に地理的な制約はなく、毎月更新されているデータを使うことが可能となっております。

Metaの開発者向けAPIとしては記載の通りとなります。先に説明した通り、無料とはなっておりますけれども、広範なデータを取得できるAPIではないため、口頭での説明は割愛いたします。

続いてGoogleになります。Google Request Recordsというリサーチプログラムは、Googleの5つのサービスのスクレイピングの許可やAPI提供を行っておりますけれども、こちらの対象者はEUのみというになっております。ただサイトには、今後対象が拡大される可能性があるというように記載されております。申請項目を見ていきますと、調査するシステムリスクを違法コンテンツ・基本的人権・公衆衛生・政治プロセスの4つから選択させているのが特徴的となっております。

YouTube Researcher Programになりますけれども、こちらは開発者向けAPIであるData APIを必要な分だけ利用することができるというプログラムで、地理的な制約はございません。申請項目の約借を見ると研究者というところで、具体的には、ポスドク、博士課程在籍者までが対象ということになっております。特徴としましては、研究結果をオープンアクセスにすることと研究の公表前に事前にGoogleに連絡するということが条件として記載されております。

YouTubeの開発者向け主なAPIとしては3つありますけれども、広範なデータを取れるのがYouTube Data APIです。こちらは開発者が使う場合には、1日1万ユニットという制約があります。一般の開発者も追加での割り当てを申請することは可能となっております。Data APIでは不正行為の報告に関するデータも提供されているようです。

続きましてTikTokになります。TikTokのリサーチプログラムでは、研究者と研究者以外の一般人に対して、Commercial Content APIを提供しており、こちら大きな制約はございません。しかしデータはEU等のヨーロッパのデータに限定されております。こちら申請フォームには開発者アカウントが必要となっているため、詳細は確認できておりません。

続いてですけれども、TikTokのResearch APIは、こちらはアメリカまたは欧州の学術機関に雇用されている研究者のみが対象となっております。ヨーロッパと書かれておりますけれども、具体的にどこまでの国を指すかは記載されていませんでした。利用にあたっては、推薦状や大学の倫理委員会の承認が必要ということになっております。後、データに関しては18歳以上のユーザーのデータということで記載がされておりました。

続いてですけれども、TikTokのDisplay APIというものは、こちらクリエイターのデータのみを取得するAPIとなりますので、説明は割愛いたします。

最後にLINE・ヤフー社ということになります。まずLINE・ヤフーは国立情報学研究所を通じてヤフー知恵袋のデータを提供しております。大学及び公的研究機関の研究者が対象となっております。地理的な制約は特に記載ありませんけれども、サイトは日本語のみで、手

続きも押印と郵送が必要ということになっておりますので、基本的には日本の研究者のみを想定していると考えられます。さらに利用目的に関しては、情報学に関連する学術研究という形で限定が行われております。また10%のランダムサンプリング、2019年4月から22年3月までのデータのみ提供ということになっているのも、他の海外の事業者の取り組みとは異なる特徴ということになります。

LINE・ヤフーの開発者向けAPIはいくつかありますけれども、ヤフーニュースやヤフーコメントのデータを提供しているようなAPIはありません。

外部にまとまったAPIを提供しているのが、次のページになりますけれども、こちらのDS、APIということになります。こちらはBIツールや自社環境でビッグデータを活用できるAPIということになります。詳細が次のページになるのですが、このAPIでは、キーワードのランキングや検索・ボリュームなどのデータを取得できます。ただ月額10万円プラス従量課金と料金がかかることになっていることに加えて、現在は新規利用受付が停止されております。

最後に簡単にLINEのAPIですけれども、こちらはLINEのMessaging APIは、メッセージのやり取りを効率化するためのAPIとなっております、LINEアカウントの友だち登録しているユーザーのデータのみを取得することができますということです。

最後に今年4月に欧州委員会が出したレポートを紹介いたします。このレポートはEUにおける研究者へのデータアクセス提供状況について分析しています。事業者はDSAの2つの規定に基づいて、パブリックコンテンツと広告コンテンツに対するアクセスを提供しております。本レポートでも研究者に対するデータアクセスの提供が情報環境をより良く理解するための重要な進展と機会をもたらすというように書かれておりました。私からの報告は以上となります。

【山本主査】 ありがとうございます。只今の事務局からのご説明とCode for Japan様からのご発表へのご質問がある方は、チャットにて発言希望の旨をご連絡ください。先ほどの具体的論点に関するご意見等は、またその後に大体12時くらいから意見交換の時間にさせていただこうと思いますので、まずはご質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

では、曾我部さん、よろしくお願いいたします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。京都大の曾我部でございます。単純な質問で恐縮なのですが、Code for Japan様にお伺いしたいのは、最後のEUのレポートに関

してどれくらいデータアクセスが利用されているといった情報もレポートの中にあっただの
であればご紹介いただければと思うのですけれどもいかがでしょうか。

【一般社団法人Code for Japan (陣内氏)】 実際にはこのレポートには、どれだけ利用
されているかという記載はありませんでした。内容としては、分析、各プラットフォームが
どのような情報にアクセスできるかといったようなところで、今日の情報と基本的には同
じ内容をかなりスナップチャットとか含めた幅広いプラットフォームに対してされている
というところが特徴でありますけれども、ご質問のあったような、どれだけ提供されてい
るかというところは記載がございませんでした。

【曾我部構成員】 どうもありがとうございます。今回ご紹介いただいた各社さんの対
応状況というのも十分なのか不十分なのか私も素人なので判断がつかかねるところではあ
るのですが、仮に不十分だとしたときに、もっと拡大を求めていく中で、実際利用実績とい
ったものがないと中々物が申しにくいところもあって、アカデミア側での利用の促進とい
いますか、スキルの共有といったところも非常に大事なのかなと思ってお伺いをした
次第です。どうもありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。この辺りは事務局にお答えいただく必要があるの
かもしれませんが、その対応状況が十分かどうかということについてDSA上は欧州委
員会が調査するということが先ほどの事務局のスライドの50ページ辺りで書いてありま
す。例えばXさんに対して、欧州委員会が遵守状況についての調査をしているように読めま
すが、この辺りはそういう提供の義務が十分かどうかということについて何かチェックで
きるような仕組みというのは一応あるというような理解でよろしいですか。

【上原補佐】 山本主査から頂いたご質問に関して申しますと、前提として、DSAにはあ
る程度カッチリとしたデータ提供義務というものが40条にございます。大きく2つ分け
られていますけれども、1つは当局、欧州委員会であるとかDSCであるとかが、このデー
タを提供しなさいというような要請をした場合に、理由があれば当然その要請内容を変更し
てくれというようにも言えるのですけれども、基本的にその要請に対してデータアクセス
を認めるという義務が1つ。

もう1つありますのが、これはおそらく今回のご発表にもかなり関係してくると思いま
すけれども、12項で、要請があるかどうかにかかわらず、公開されているデータについて
は、少なくとも元データといえますか、生データへのアクセスを、一定のセキュリティ等の
要件を満たす研究者に対してはきちんと認める、そういう機能を持たせないといけないと

いうふうになっています。このデータアクセスにどこまで制限がかけられると違法になるのかという部分について、先ほど山本主査からもご指摘がありました通り、欧州ではいくつか、XやTikTokなどに対して、Xが初めてだったかと思えますけれども、2023年の12月以降、違反しているのではないかということで、法的に調査の手続きが始まっているという状況でございます。事務局からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。重要なところを確認できたと思えます。それでは水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 私もこの分野は専門的に詳しくないのですが、現在のプラットフォームのデータアクセスに対するオープン度合いというか、それが不十分かどうかという点も確かに重要であるとは思いますが、他方で、これまでのデータアクセスに対する姿勢がどう変遷してきたのかという点が結構気になっております。Xが昨年2023年の初めからAPIを有料化して、大きく仕様変更をしたと思うのですが、自主的対応でデータアクセスを提供しているということになると、事業者として今までオープンにしていたけれども、事情が変わったのでクローズにしますということも当然ありうる、ということだと思います。DSAのような形で制度的に規制を入れれば、最低限はオープンにしておかないといけないという話になると思いますが、自主的対応に任せていると、どこまでオープンにするかというのも事業者の経営状況などによって変わってくるのかと思ひまして、その辺の各事業者のスタンスというのはこれまでどのような感じだったのかという点を、難しいと思えますけれどもザックリとでもいいので聞かせていただければと思います。

【一般社団法人Code for Japan（陣内氏）】 今回の調査のかなり難しかった点が、各社によって情報の量も情報の出し方もかなり違うという点であったかというように思います。分かりやすいのは、ご指摘のあったXでありますけれども、従来はかなり大規模なデータというのを提供して、幅広い研究者に利用していただいたのが料金プランの変更に伴ってそれがなくなり、DSAに対処する多分おそらく最低限の形というような形で、Googleフォームのみが置かれて、必要というか、申請したいのだったらどうぞというところで、決して前向きにデータを公開しているようには一般的には見えないかというように理解をしています。他のプラットフォームに関しましては、MetaやGoogle等を含めて、外資系の3社に関しましては研究者向けのページを設けて、情報の申請ということはしていただいておりますけれども、報告にあったように、EUの研究者に限定するようなAPIだったり、そもそもヨーロッパのデータしか取り扱ってないようなデータセットがあったので、すべてがオープンとい

うことにしているわけではないのかというように理解をしています。ドキュメントも正直、量もそれなりにあるというところの一方で、どこまで正確だったり最新の状態が保たれているのかというところだとか、分かりやすさというところでも、正直中々見ても分からないところというのが多数あったりして、決してそういう点では、すごく親切に研究者に対して情報を提供しているというようには見えないところも多々あったかというように考えております。

【水谷構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

この辺りのところは前から生貝さんもお指摘されていたところだと思うので、何かコメントがあればぜひと思います。

【生貝構成員】 あとで少し申しあげようと思ったのですが、さきほど曾我部先生からあった研究者側のデータアクセスをサポートするといったことについては、DSAができる前の2019年に欧州委員会が非常に大きなお金を使って公募をして、今確かフィレンツェのEuropean University Instituteが今でも引き受けているはずで、European Digital Media Observatoryという組織を作って、その研究者データアクセスの枠組みやあるいは研究者の支援など、これはディスインフォメーション対策のリテラシー向上もやっています。ヨーロッパ中にある、これも欧州委員会等のお金で作られているいくつかの組織のハブとして機能しているのですけれども、そこがそういうアクセス支援をするための様々な取り組みをかなりのコストをかけてやっているという部分があり、この辺については多分EDMO (European Digital Media Observatory) 辺りの活動を見てみると、かなり見えてくるのではないかと思います。とりあえず以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

今の点はCode for Japan様、あるいは事務局から何か今の生貝さんのコメントに対して、何かございますでしょうか。

それでは、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ご説明ありがとうございました。私が申しあげることではないのかもしれませんが、むしろ親会の越前先生とか江間先生がいらっしゃったと思うわけなのですが、1つ、ヨーロッパ縛りのかかっているものというのがパラパラありましたので、それは当然法的対応としてなされていると思いますので、そういう意味では法制度によってアクセスを確保していただかないと、日本語のSNSについてのいろいろなことが分からない。

偽情報・誤情報問題は言うに及ばず、それ以外の様々な研究ができないということなのかなというように思いました。

あと資格のある研究者みたいなことなのですけれども、この資格についても、ある程度プラットフォームにお任せするというよりは、ある程度客観的で公平なアクセスの資格というものを設けておかないと若干不公平になるというか、恣意的に流れる恐れがあるのではないかというように思いました。私のこれは意見です。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

【一般社団法人Code for Japan（陣内氏）】 その点に少し補足の説明をさせていただきますと、ご指摘の通り研究者というところの定義もかなりプラットフォームによって変わっているというのが実状としてありまして、そもそも研究者が博士課程以上だったり、または大学の所属の席が必要なのか、それとも非営利の独立した研究機関の研究者までが対象になったりしているのか等もまちまちかなというところでは。あとはプログラムによってはNPO、おそらくファクトチェック団体などを対象としているのかもしれませんが、といった厳密には日本語の研究者は入らないような場合のところを対象にしているところもあるというように、エリアもそうですけれども、結構対象自体が様々というようになっておりました。以上になります。

【山本主査】 重要なご指摘かなと思いました。森さん、よろしいでしょうか。

【森構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。私の意図としましては、プラットフォーム側に選別されることになると、それは研究に対する一定の権力性が働くことになってしまうので、それは避けた方がいいと思いますので、そこに法制度の介入というのが要請されるのかなと思ったわけでございます。以上です。

【一般社団法人Code for Japan（陣内）】 見えていますと、今回デスクトップリサーチになっておりますので、ウェブ上のどのような条件があるかといったところとか、フォーム上にタブで選択するといったところで、今のようなことはいえるのですけれども、具体的にどういう審査がされているかというところは基本的には記載がなかったため、そこについては不明ということになっていることを補足させていただきます。以上です。

【森構成員】 それは重要なインプットだと思います。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。森さんが今日12時半くらいにご退出予定ということですので。

【森構成員】 実はもう少し50分くらいまではなんとかかなと思います。

【山本主査】 今のご質問とともに、おそらくご意見の部分もあったかと思うので、そこはご意見として承るということでよろしいですかね。

【森構成員】 はい。

【山本主査】 事務局の方はそのような理解でよろしく願いいたします。

山本健人さん、お願いいたします。

【山本健人構成員】 私も先ほどの森先生と近いのですが、資格ある研究者のところでは共有していただいた資料を見ると、当局の認定を受けた適格な研究者が対象ということになっています。ここでいう当局は、欧州委員会を指しているように思われます。その部分とプラットフォーム側が言っている資格ある研究者というのはどういう関係になっているのでしょうか。初歩的な確認となり申し訳ないのですが、その辺りを教えていただければと思います。よろしく願いします。

【一般社団法人Code for Japan (陣内氏)】 私の場合はプラットフォーム側の調査を行ったのですが、そこで言うと、具体的にそこを紐付けるようなものというものは見受けられなかったというように考えております。唯一、明確にXなどはDSAに基づいてみたいなきことを書かれているので、逆に言うとそのDSAの文言に紐付いているというだけの理解で、それ以上のところは詳細は分からないというところになっております。

【山本健人構成員】 私も問題意識は森先生と同じで、例えばヤフーだと、利用のための手続きとして押印が必要となっていて、手続的なものも含め、利用条件の設計次第で、利用を妨げてしまう印象もあります。その辺の整理も必要かなと感じた次第です。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

後でいわゆるシステミックリスク辺りの話も意見交換の中で出てくるかと思しますので、場合によっては、またご質問が出てくるかもしれませんが、Code for Japan様におかれましてはできれば待機いただいて、何かあれば、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、ここからはこれまでのご説明とご発表を踏まえまして、先ほど事務局からご説明いただいた各論点、大きく3つということですが、これに関する意見交換を実施させていただきます。ご意見のある方は、チャットでご発言希望の旨をご連絡ください。できれば最初の論点1 情報伝送プラットフォームによる偽・誤情報への対応のあり方というところから入れれば、きれいに議論が順序立てて進むかなと思いますが、もちろんそれに限ら

ずということをお願いできればと思います。それでは、よろしく願いいたします。事務局の方は、そのスライド次のページ辺りを開いておいていただけるとよいかなど。この今の(1)。それから次のスライドめくっていただいて、(2)のところ、それから次の(3)です。その辺りからまずは行きたいと思います。繰り返しになりますが、論点1に限らず、思いついたところをお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは生貝さん、よろしく願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。最初をお願いします。いくつかここから気がついたことなのですけれども、まず3ページの論点1のところからです。この中ではまずは特に一番下にある類型的に対応を検討すべき偽・誤情報の範囲に含まないものということについては、これもいろいろな作り方があると思うのですけれども、一旦は特に具体的な例が挙げられているところでは、10ページのオーストラリアの通信法改正案の下にある適用除外の部分が参考になると思うのですけれども、本当に娯楽やパロディというようにいったようなものは我が国にもインターネット上に様々なものがあります。及び欧州メディア自由法18条のところでも少し申し上げたニュースメディアのコンテンツモデレーションからの保護という文脈と併せて、この専門的なニュースコンテンツというところをある程度分けて考えるということはしていく価値があるのではないかというのがまず1つです。

それから次の4ページの論点2のところでございます。これについては、コンテンツモデレーションもいろいろな種類があるというように思うのですけれども、まず1つは、これも全体に関わってくる場所だと思うのですけれども、こういったいろいろな手法がある中でも、AIに全部任せているのか、それとも人手がきちんとチェックしているのか、そのことというのは、ある程度1つの視点として重視する必要があるのではないかという気はしています。AIが行う情報の削除というようにいったようなところと、人が行う削除というのは違うということ。それからもう1つ、こここのところで7番のプロミネンスというのをコンテンツモデレーションと呼ぶかどうか。あるいはそれをどこまで法的に明確に義務付けるかどうかというのは、こうした類型の中でしっかり扱っておく価値はあるのではないかと思います。これも飛んで申し訳ないのですけれども、例えば今回の資料だと、59ページにEUの行動規範のことを書いていただいていますけれども、このコミットメントの一番上のところでも、特に危機の場合には権威ある情報に利用者を誘導するためのしるべき方法を取ることが、コミットメントとして含まれています。すでにコロナ危機でありますとか、そういうときにはプラットフォーム様が自主的に信頼できる情報源

というものを目立つ形で出していらっしゃいますけど、そういうことをどう要請していくかというのもこの枠の中で考えていく価値はあるのではないかというのが今の4ページに関わる場所です。

それから5ページのところに行ってください、この3と4のところ。まず1つは3のところについては、先程のお話と関わるのですけれども、促進策という意味では、多分人員のしっかりとした配置というのどこに置くかという、ここに置くことになるのかなという気がします。AIだけに任せておいては、多くの場合は十分ではないし、しばしばやりすぎるといっていったときにきちんと人をしっかり配置していただく、コンテンツモデレーターは今回情プラ法で権利侵害調査専門員を置かれることになりましたけれども、それと同じことは、多分偽・誤情報対策の中でも考えていかなければならないのではないかと。例えばデジタルサービス法のリスク軽減手法の中でも、35条ですとディフェイテッドリソースのことを書かれており、それからコードオブコンダクトの中でも、そういったしっかりとしたリソースを割いていこうということは、非常に重視されているところですし、きちんと人を付けていただくというのが一番重要な促進策なのかなというのがこの3に関わる場所です。

それから最後(4)のところ。これもいろいろあるのですけれども、もう1つの類型として、この検討WGの中でも一度デジタルサービス法とAI法の関係についてお話しさせていただきましたけれども、今AIが作るディープフェイクや、それに至らないけれども、AIで生成されるコンテンツというのが非常にプラットフォームの中でたくさん流通するようになってきている。そして今、デジタルサービス法とAI法の組み合わせで、しっかりそれがAIで作られたコンテンツであること、ディープフェイクで作られたコンテンツであるということ、少なくとも確実に検知できるように人間が分かるように機械が分かるようにきちんとしていただくという取り組みを進めているというように言ったところ、ディープフェイクやAI生成コンテンツをきちんとそれと分かるように表示していただくというようにいったような手法というの、この4の類型の中では重要になってくるかもしれないと思いました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。貴重なご指摘だったかと思えます。生貝さん、いくつか確認させていただきたいのですが、4ページのところでおっしゃっていただいた(2)のところで、ここで対応する主体がAIなのか人間なのかというところで考え方が変わりうるのではないかとご示唆をいただいたと思うのですけれども、具体的にどこがど

う変わるのか。迅速化規律である、あるいは透明化規律でこの辺りは変わってくる、どの辺りが具体的に変わるのか、あるいはどの辺りに注意しなければならないのか、その辺いかがでしょうか。

【生貝構成員】 ありがとうございます。例えば情報の削除というのも、今BSAのトランスパレンシーデータベースを見ると、相当の程度がfully automatedで削除までしています。何でもいから削除してくれ、AIでどんどん削除してくれということを求めるのか、あるいはきちんと削除する前に人間のチェックをある程度のコストをかけて行いましょうというのか、それによってかなり性質がモデレーションとして違ってくるのかといったような文脈であります。

【山本主査】 ありがとうございます。そうすると、たぶん2つの考え方がありえて、要するに人間がチェックすることを要請していくという形なのか、それともモデレーションのやり方については、プラットフォーム側の自主的な取り組みに基本的には委ねた上で、AIと人間の配分等について透明化するという方向なのかという2方向あるかと思いました。今の生貝さんの話だと、人間がある程度関わるということに要請するという含むということなのでしょうか。

【生貝構成員】 そうです。すべてではないですが、一定程度要請はしていくことが良いのではというようには思っております。

【山本主査】 生貝さんのご指摘は理解できました。ありがとうございます。

それでは次に森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。生貝先生の重要なお話の後に細かいことで申し訳ないのですが、5ページの中ほどといいますか(4)のすぐ上のところに※で2つありまして、上が権利侵害はないけれども有害な情報について、広告主それからファクトチェック機関が対応・申請をすることについてどう思うか。それからその下のところに行政法規に関して、所管官庁が申請することについてどう思うかというように書いていただいているのですけれども、この下の方のこちらについては、先ほど薬機法のご説明がありましたけれども、非常に重要なことだと思いますので、ここでその手続きの整理も含めて、あるいはその契機の契機として、総務省からこういう情報がまん延しているけれどもということで、例えば所管行政機関と連名で申請するという事についてはかなり慎重にここで議論してある程度決めていった方がいいと思います。それに対して、上の部分で広告主やファクトチェック機関の申請について、私はもちろん活発に申請していただきたいなと個人的には希望してお

りますけれども、ここで議論してどうこうという話でもないといえますか、例えばアウトカムとして、ファクトチェック機関に申請してくださいと何か言うなど、そういうことがあまり想定しにくいような気もしております、上の方はこれは、あまり何かできるのかという気がしておりましたので、もし何か事務局で意図されていることがあれば教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは事務局、今のこの※の上の方についていかがでしょうか。

【上原補佐】 森先生、ありがとうございます。1ポツ目はおっしゃっていただいた通り、そもそも何かしら制度面も含めて対応を考えるのかどうかということも含めてのご議論というように提起させていただいたものですので、もちろん制度化の有無・制度化の要否についても、おそらくこの1つ目の「※」と2つ目の「※」で違うということも当然ありうるだろうというように思っておりましたので、重要なご指摘として受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【森構成員】 よく分かりました。ありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございます。私から1点、※の2番目は森さんがおっしゃるようが一番表現の自由との関係で慎重に考えなければいけないところかと思えます。これは以前からお話をしている通りで、いわゆる違法情報ないし違法コンテンツについては、行政機関からの申請・要請というものがあろうかと思うのですけれども、これはしかし行政機関が恣意的にこういった申請を行って、それに対して、しかも削除義務が講じられるということになると、この制度を運用した形で検閲的なことが事実上可能になってしまうという問題が出てくるのかと思えます。ですので、行政機関による申請を認めた場合でも、その透明性の確保やアカウントビリティの確保は非常に重要になってくるのかと。そういう意味では、森さんがおっしゃるようにより手続きをしっかりと整理しておくことが重要だろうというように思えます。その点、付け加えておきたいと思えます。

それでは曾我部さん、お願いいたします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。この資料に関しては、どう言ったらいいか難しいのですが、誰に何をどういう根拠で求めるのかという視点があまりないので、この資料全体のステータスといえますか、どういう次元で議論をしているのかというのが分かりにくいような気がしているということがあります。例えば4ページにいろいろな類型が挙がっていますけれども、例えばこれをこのワーキングでは制度化ということ議論すること

になっているわけですが、ただ制度化といっても、法令で定めることから、あるいはもうちょっと緩やかなそうではなくて、自主的な取り組みを求めるとか、あるいはもうちょっと行動規範に署名してもらうとか様々なレベルがあるかと思うのですけれども、コンテンツモデレーションの類型を挙げた上でこれを求めるみたいなことはいずれにしても中々考えづらくて、どういう対応を取るのかというのは、結局のところはプラットフォーム事業者に委ねざるをえないのだろうと思います。そうだとすると、この場でこういう類型分けをして議論することは何のために議論するのかというのは確認をしておかないといけないのではないかと思います。ここに挙がっているもの以外にも、例えば次のページで(4)のbotアカウントの抑止策、(4)でその他の方策というのがありますし、ここで挙がってない、水谷構成員がよく強調されるコミュニティノートのような手法もあったりすると思うので、多様な対応があるかと思っています。そうすると、結局事業者の方でリスク評価をしていただいた上で、どういうものがそれぞれのサービスのアーキテクチャや実状に合ったものかというのは、最終的な事業者で判断した上でそれをマルチステークホルダーで評価するという話になっていくのだろうと思います。それが1つです。それと順序が戻るのですけれども、そういう中で、制度的に対応するときに決めておくべきこととしては、偽・誤情報の定義範囲というのは決めておく必要がおそらくあって、そうでないと、過剰な削除や過剰対応につながっていく恐れもありますので、そこはこの今映っている(1)の部分はある程度この場でしっかり議論していく必要があるのではないかと思います。それから(3)の辺りにプラットフォームに偽情報かどうかというのは、どの程度判断させるのかということも議論する人は多分あって、一方の極では、例えばファクトチェック団体であるとか行政機関であるとか、あるいはその他の外部組織が偽情報だということを判断した上で、プラットフォームにそれを通報するという、プラットフォームの法では独自判断を必ずしもしないというモデルが考えられる一方で、他方の極としては先ほどAIによる判断という話がありましたけれども、事業者の方でも積極的に独自判断をしていくという両極があると思われ、それはどちらを取るのか、あるいは両者の間がどういうポジションを取るのかで、かなり制度とか、スキームのイメージは変わってくるかと思っていますので、そういった辺りも議論をする必要があるのかというように思われます。違法情報であるものについては、当然先ほどおっしゃったような行政機関が削除要請をするのであれば、一定のしかるべき手続きが求められますでしょうし、権利侵害情報に関しては、情プラ法がすでにあるということで、そこでの対応ということになります。ほかに気になるのは例えば歴史修正主義のようなものはどうな

るのかということ。話が長くなって恐縮ですが、今までの議論の中で、偽情報の対策がなぜ必要なのかというところで、災害対応ということがかなり前面に出されているかと思うのですが、私個人はヘイトスピーチに属するような歴史修正主義的な言説に対応するというのは、これは今の日本でも非常に重要なテーマになっているかと思います。選挙への影響というような欧米でいわれているようなことは、今のところ日本ではそこまで顕在化していないように思いますけれども、ヘイトスピーチ的な偽情報というのはかなり深刻だとは私は思っています、偽情報対策の文脈で、その問題というのもしっかり言及していく必要があるかと思うので、そういうものをどのような形で対応していくのかということも含めてご検討いただければと思います。大分拡散して恐縮ですが、とりあえず以上です。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。これは私見というか、イメージをお話しさせていただきますと、曾我部さんがおっしゃる通りで、法的に制度的に直接的な行為の義務付けをプラットフォームに対して行うものというものは、かなり限定して、かつ慎重に検討しなければいけない、この検討会でかなりそこは練らなければいけないところかと思っています。他方で、プラットフォーム側の自主性や柔軟性に委ねられるところというのは、あまりここで議論してもその後の例えば行動規範等でむしろそのプラットフォームが持っている専門性を踏まえて、むしろ適切な自主的な規律を作っていたかなければいけないところがあるのではないかと。そういう意味では、制度的な対応といっても、そういった自主的な取り組みをどう促していくのかという、そういう意味での制度的な対応ということもある。だから直接的な義務付けの場面というのは、抑制的に考えていくものであり、その部分というのは、この検討会のメインの対象であろうと。それから自主的な取り組みに委ねていく部分については、われわれとしてはある種目安になるようなことは、ここで示唆的な議論を展開することはありうるかもしれないけれども、そこまで具体的に議論しても、それは実践、フィージビリティがないということとか、いろいろあるのだらうかと思っていますので、そういう意味では行動規範等に委ねられなければいけない。要するに、ここで具体的に議論しても意味がないということもあるのかと思います。その上で、私自身は権利侵害情報については情プラ法があって、迅速化規律・透明化規律が入っていると。偽情報の中でも権利侵害情報的なものは、すでにそういう取り組みがなされていると。それに対して、法令に反する、いわゆる違反情報については、現状まだギャップがあるところですので、この辺りの透明化規律・迅速化規律をどうするのが割と重要な論点になってくるのではないかと。例えば違法な

情報で迅速化規律・透明化規律が入るものといったとしても、その違法性というのをどう見るのか。例えば極端な話、迷惑防止条例のような条例違反のようなものも、例えば違反コンテンツで迅速化規律が入るのか、違法なものの中でも有害性が非常に高い・強いものだけを考えていくのかと。迅速化規律等が入る違法コンテンツといったときの違法の射程をどう考えるのかということは重要な論点だろうというように思います。その辺りが1つ重要かという認識を持っています。

それから先ほど、歴史修正主義、陰謀論については、確かに重要な社会課題になっているかと思いますが、私自身これは完全に私見ですけれども、これをどう扱っていくかというのは、プラットフォーム側の対応に委ねられるところが大きいのではないかという印象を持っています。これについては、いろいろご議論がもしあれば頂きたいところですが、ただ、そういう歴史修正主義的なものに対して、各プラットフォームが自らのポリシーの理念に従ってどういう対応をしているのかという点についての透明性は、場合によってはシステミックリスク等のところで考えていただく。透明化していくというようなことが必要かもしれませんが、直接迅速化要請を法的に入れるということについては、かなり慎重であるべきかというような個人的な感想を持っております。

ざっくり私の方でお話しさせていただきましたけれども、その上でこれについて何かあればと思いますし、これ以外のところでもよろしく願いいたします。

山本健人さん、お願いします。

【山本（健） 構成員】 大きなところで言うと、私も先ほど山本龍彦先生と曾我部先生がおっしゃったところに概ね賛成です。後ほどマルチステークホルダーで行動規範などを作っていくにせよ、EUの場合でもある程度政府側がたたき台、あるいは指針みたいなものを示した上で、民間事業者などの他のステークホルダーから政府の提案は理想的すぎるとして反論がでるといった形で議論が進んできましたので、政府として基本的にはどういうものを求めるのか、といったことをある程度考えておくことは重要と思っております。

その上でいくつかコメントです。1点目は偽・誤情報の定義範囲のところですが、パロディ・風刺等の典型的に例外にするものについてですが、生貝先生がおっしゃったようにオーストラリアのものを参考にするというのは、基本的にそれでよいと思いますが、そこでパロディや娯楽、風刺について、「真に」という限定がかかっていたところは注意しておくべきかと思います。先ほど曾我部先生からもあった通り、ヘイトスピーチなどを考えていくと、パロディ・風刺といえども有害性や社会的な影響力が高いようなものが出てきて、しかもそ

れがパロディ・風刺と一見して分かりづらいグレーゾーンが出てくるので、「真に」パロディ・風刺といえるものに限定するのか、あるいはもう少し広く緩く対象を考えるのかという辺りは検討しなければいけないポイントになってくると思います。

2点目はコンテンツモデレーションの種類のところで、特に7番目のプロミネンスについてです。プロミネンスについては、特に透明化の要請が重要だと思っております。一般的なユーザーがプロミネンスされたものをよく見るだろうということを考えると、どういう情報をどういう形でプロミネンスしているのか、ということに関する透明性がないと、恣意的なプロミネンスの疑惑が問題視され、余計健全性や信頼性を損なうという結果になるように思われます。

【山本主査】 重要なお指摘だと思います。ありがとうございます。それでは時間も限られてきましたので、次に行きたいと思っております。

水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私から3点あるのですが、1点目は生貝先生もおっしゃった報道機関のコンテンツを偽情報・誤情報の定義において例外化をするというのは私も賛成と同時に、今、山本健人先生からも少しお話がありましたけれども、方策として論点2で挙げられているプロミネンスの部分と併せて検討する必要があると思っております。この点で山本健人先生がおっしゃった透明化が重要というのは、これは僕もその通りだと思います。

2点目なのですが、先ほど生貝先生からコンテンツモデレーションへの人間の関与の話が出たと思うのですが、私も生貝先生がおっしゃることはよく分かるのですが、とはいえ、コンテンツモデレーションの実務としては、大部分がAIに任せられているとか、任せないと回らないというのがおそらく現状なのではないかと思っております。そこに人間を関与させるということ自体、必ずしも反対ではないですが、例えば動画コンテンツとかですと、偽・誤情報の中にも結構それこそ画像加工とかで作られた過激な、あまり目にするのはショックを受けるような動画とか、そういうものもあるわけですが、以前から欧米では、人間のコンテンツモデレーターがかなり精神的に過酷な状況に置かれているというような指摘もあるので、ここに無理に人間を関与させるというのは、そういう別のリスクも多分出てくると思います。なので、重要なのはAIによるコンテンツモデレーションのクオリティをきちんと事業者の評価していただいて、それを透明化し、公表していただく。その点でクオリティという意味で、エラー率が僕は重要だと思うのですが、以前、親会でエラー率は難し

いのではないかというお話がありましたので、エラー率は無理でも、例えばAIによるモデレーションに対して、どれだけ不服申し立てや再審査請求がされているかという点とか、あるいはその不服申し立てを受けて最初の判断が覆った数とか覆った割合といったものはクオリティの指標として出していただけのではないのかというように思います。これは対応の透明化の確保という部分と併せてですけど、検討していただいてもいいのではないかと。

最後に3点目、行政機関による行政法規に抵触する違法コンテンツの場合の削除要請のお話が森先生からあったかと思いますが、私もここに関する透明化は、最重要だというように思っています。事務局からは行政手続法における透明性確保も一定程度あるという話があったと思うのですが、私の考えですとそれでは不十分だと思います。どのような個々のコンテンツをどういう理由で削除要請したのかという点をきちんと記録していただいて、さらにその記録をある種のデータベースというか、整理して、きちんと公表していただく。そういうところまでやっていただく必要があるのではないかなというように思います。それが現行の行政手続法上、含まれているかどうかというのは、まだ私の方でも分からないところがありますが、もしこの点、事務局の方で分かっていることがあれば、教えてください。私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは最後のところは、事務局へのご質問も含まれていたと思いますので、事務局の方向かございますでしょうか。

【上原補佐】 ありがとうございます。質問の範囲内で網羅的な精査というものは事務局の方ではまだ途中というところではありますけれども、少なくとも事後の透明性確保という意味で言うと、例えば救済措置のあり方といったところもあろうかと思います。その意味では水谷先生がおっしゃった通り、事後の部分というのは例えば行政指導であれば、処分性がないので行政訴訟・抗告訴訟は難しいとか、そういう意味では一般的な行政手続の枠組みでは今ご議論いただいているところがすべて含まれない可能性があるというところは、ご指摘いただいたところが重要なポイントかと思いましたので、受け止めてまた精査していきたいと思います。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。表現の自由に関わる行政の関与ということになりますので、透明化規律というのは非常に重要になってくるだろうというところは私自身も思うところがございます。DSAでも行政からの要請があった場合でも、削除義務があるわけではなくて対応義務があるというところなんです。反射的に削除しなければいけないわけでは必ずしもないというところも、私自身は重要なところかと思っております。コメントとして、

そのように申し上げたいと思います。水谷さん、1点私の方から確認をさせていただければと思うのですが、プロミネンスのところ、何を目立たせるかということは、ユーザーのある種の誘導が入るところから透明化規律を考えていくべきなのではないかというご指摘だったと思うのですが、プロミネンスをそもそもやるべきかどうかですよね。やった場合には透明化が必要だということにはなると思うのですが、やるべきかどうかというのをどのレベルで考えていくのか、つまり法的・制度的なものになるのか、それとも行動規範、自主的な取り組みの1つとして促進していくような方向になるのか、その辺りはいかがですか。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私も一概に答えは出ていないのですが、それ自体をやはりマルチステークホルダーで議論していただく必要があるかなと思います。というのもプロミネンスは、ある種のナッジ的な側面があると思うので、正直な話どれくらい効果があるかというのは制度設計の段階で分からない部分もあるし、それこそプラットフォームのアーキテクチャごとによっておそらく効果も変わってくると思うので、その辺りは事業者の方も含めて官民で、特に官がどこまで関わるかというのが問題になってきそうですけれども、そこで議論していただいた方がいいのかと思います。それで有効だということであれば、一定の基準を民の中で作ってやっていくという方向があるかなと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。よく分かりました。

それでは落合さん、お願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。そうしましたら(1)のところからです。(1)の点で今、改めて見ていて気づいたところとしては、下の方のポツの②-1、2の要素に関してということで、人の生命・身体・財産と書いていますが、これは法人は入らないように思います。こういった生命・身体そのものはないと思いますが、少なくとも財産に関する侵害であったり、ある一定の活動に対する侵害自体は個別法令なども整備されている場合もあると思います。この点について検討するということがありうるのではないかと思いますのと、またさらにもう少し広く見ていった場合に、集団というものをどう捉えるのかがあろうかと思います。ある種の集団に対するヘイトみたいなものになってしまうと、必ずしも偽・誤情報とは違うのかもしれませんが、どちらかという、ポツでいう1つ目の方の悪意ある情報というのに少し近いのかもしれませんが。そういった点も対応としては偽・誤情報の中にそのまま入れるのかどうかというのはともかくとして、一定の法律で直接的にここは対処してほしいという要請の枠外になる可能性もあるとは思うのですが、そこについ

では自主的な取り組みを求めていく、ということも場合によってはあるような話かと思っただころです。

2点目としましては、(2)と(4)でいろいろな方策を整理していただいているかと思っております。これは何人かの先生方の方で議論があったかとは思いますが、基本的にはどの方法を取るべきであるということをおまわり義務付けをするような類いではなくて、ただ単に主なメニューとしてこういうものがあるということをお整理しているだけだと思います。例えば米国の論文では40種類くらい分類しているものもあって、それをまとめるとこの7つになったりして、もう少しいろいろな整理の方法もあるでしょうし、あまりこの方法をするべきだということを特にこの1から6についてことさら強調しなくていいのではないかとお思います。ただ例えばガイダンスなどを仮に定めるとした場合に、方法としては大きい分類としてはこういう方法などが典型的には考えられます、という方法になってくるのが基本かと思っております。ただ②の収益化停止や、アテンションエコノミーの動線は広告プラットフォームなども含めて考えていったときに、収益を切つていかないといけないという話が、仮にすぐくまとまってくるものがあれば、収益の観点についてはとりわけどういように実現していくのかという話はあるかもしれません。しかし、今の時点ではまだそこまで、議論として必ずこうした方がいい、というところまでは整理できていないようにお思います。その意味では1から6については、あくまで参考例にとどまるということであるかと思っております。一方で⑦のプロミネンスは、まったく見えにくくするというよりは見えやすくするというので、広義の意味でコンテンツモデレーションであるということであればそうだとお思います。これをどういう形で見やすく表示したというように言うのかについては、プロミネンスを実施するとしても、そこも多分プラットフォーム側の自主的な対応に委ねられるところがあるのではないかとお思います。放送の方で検討している内容を踏まえれば、どういった主体に対してプロミネンスというものを推奨するのかがあります。義務付けまでするのかどうかは、中々難しいところはあろうかとお思いますし、最終的にはプラットフォームの判断ではあろうかとお思います。こういう方々をプロミネンスでなるべく目立つような形にした方がいいということは、放送の文脈ですと民放の方となっておりますが、必ずしもそれだけではないのだらうとお思いますので、そこはまた少し考えていった方がいいのかと思っております。

今の2のところでもう1点述べた方がいい点として、生貝先生や水谷先生がおっしゃっていた人の関与のところでは、人の関与はできた方が機微にわたるといえるか、特に

能力の高い人がいればセンシティブな判断においてAIよりもより良い判断につながる可能性があるという意味で、人をどう配置しているかということ自体は重要であるというのは生貝先生がおっしゃる通りかとは思いますが。ただ一方で、ほとんどのものがAIで処理されていて、このときに考えなければいけないのは、もちろん間違った判断で削除されてしまっはまずいということはあるつつも、ずっと流して、例えば人が関与することによってあまりに過度な関与を求めることによって、中々簡単に削除ができなくなるという状態になってきますと、むしろ悪意を持って流したものがその意図に沿った拡散を許容してしまう結果になりかねないというところもあると思います。このため、あまり人に全部求めてしまう、ということまではしない方がいいのだらうと思います。人と機械との組み合わせは、これはどうしているのかをディスクロージャーしていただきながら、より実効性を高めるためにどういうコンビネーションが特定プラットフォームにおいてはより効率的なのかをプラットフォームごとに評価していく方が、多分合理的な結論に至るのではないかと思います。

最後4の点ですが、前回曾我部先生とも議論させていただきましたが、実際、オンライン空間に行くときに、基本的に本人確認がない状態でオンライン空間に完全にアクセスできているかという、大半の場合は何らか本人確認がされている場合が大半なのではないかと思えます。これは電気通信事業法や、携帯電話不正利用防止法などの関係がありますので、どこかでアクセスするポイントで一度は本人確認されている場合が大半なのであろうと思っております。プラットフォームの場合も同じことにはなるのだらうというように、プラットフォームが本人確認をする場合でも、一般にインターネットと同じように必ずしも顕名でその人の本人確認情報自体をユーザー情報として出してくださいということまでは言わないだらうとは思いますが。そこは多分基本的な使い方としてはそういった最後の最後、個別に権利侵害で追及していくとか、法的手続きなどでの場合の話になるとも思えます。本人確認自体はもうすでに一度電気通信事業者等でされているので、あえてさらにもう一段プラットフォームにおいて本人確認を定めていくということの意義がどこにあるのか。またプラットフォームにおいて、それを行うことによって、過去にそういうことを行ったユーザーなどというのをより抑止的に扱っていくということが合理的なのかどうかという、この辺について意味があるかどうかという中で考えていくといいかと思えます。加えて、ここの(4)で①については慎重な検討というように書いていただいています。①も慎重な検討でいいと思えますし、ただ②のアカウントの有料化などについても、必ず有料化するという方

法でボットを削除するというのは、そこまで必ずしもビジネスモデルに立ち入らなくてもよいのではという部分もあると思います。画一的に求めていくと、やりすぎになるような場合もあるのではないかとはいえますので、先ほどのコンテンツモデレーションもそうだとはいえるのですが、よほど個別具体的に、ここの部分に原因があるのでこの部分に対策をしないといけないという根拠があるものを除いては、できる限りプラットフォーム側で組み合わせて実施した結果を透明性がある形で公表してもらい、それを評価、検証しながら改善を図っていただくという方法が良いように思います。どの方法についても、(4)についても、個別の行為について義務付けということは、必ずしもしていけない方が合理的な結論になるのではないかと考えております。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。大きく4点頂いて、いずれも重要なご指摘だと思いました。最初の情報の範囲の3ページ目のところで人の生命・身体または財産にとこところの人のところで、自然人だけなのか法人を含むのか。あるいは集団に対する有害性をどう考えるのかということですが、これは情プラ法の権利侵害情報がどうなっているのかということもあるのかと思いましたので、事務局は後でその辺を少しご確認いただければと思います。ありがとうございます。

それから2点目はおっしゃる通りで、次のスライドですけれども、われわれがこういった情報に対してはこういう対応を取るべきというようにいちいち対応関係まで言えないというところはあると思いますので、われわれとしては、おそらく比例性で、有害性が高いものについてはそれなりの措置だろうし、そうでないものはそうでないというような比例性を考えた形で検討していくべきだ、ぐらいの示唆をする程度であって、あとは基本的には、自主的な取り組みというものを尊重するような余地があるのではないかとはいえるのは私も同感です。

それから人の関与について、生貝さんから後でコメントを頂きたいのですが、人とAIをどういうようにミックスさせるのか、あるいは企業によっては、基本的にはAIを中心としたモデレーションをしていくという企業がある中で、人の関与をどのように求めていくのかということは確かに論点かなと思いました。どのように人とAIとの関係を考えているのか、あるいはどういう形でもっぱらAIなのかということの透明性を求めていきつつ、異議の申し立てが、削除された側からあった場合は、例えば人が関与していくようなあり方が1つ考えられるのかなというように思ったのですけれども、落合さんもそのような理解かと思いました。もしそうであれば、生貝さんからその辺、コメント頂ければと思います。

それから本人確認のところは、非常に重要なところでこの前も曾我部さんからご指摘があったと思いますので、もし何かあれば曾我部さんからも本人確認等についてご指摘を頂ければと思いました。ありがとうございます。

事務局からどうでしょう。最初のところの情プラ法との関係ですけど、いかがですか。

【上原補佐】 ご質問の趣旨としては、情プラ法上、個人と法人で、いわゆる権利侵害情報というところの、権利を侵害された者としての立場が変わりうるかという趣旨と理解いたしました。その趣旨であれば、条文上は特にそこは区別はされていないということになりますので、法人についても権利が侵害がされたということであれば、同じような取り扱いがされるということにはなっております。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。非常に重要なところだと思いますので、また何かあればご発言いただければと思います。

森さん、よろしく願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。私はまず4ページの対応メニューについて申し上げたいと思います。もちろん曾我部先生、落合先生、山本先生のおっしゃる通りプラットフォーム側にお任せするしかないというのはその通りだと思うのですが、今般の投資詐欺の広告についてもそうであったように、要請してもスルーされるということが十分考えられると思います。何の対応もしないということです。そのときにどうするかということとは当然考えておいた方が良く、その場合に私もいきなりスルーされたら何か極端なことができるとはまったく思いませんけれども、少なくとも再度トーンを変えた要請をするとか、そういうことは行政側、要請する方で決めておいた方がいいのかというように思います。お願いしたら何かしてくれるということは、グローバルには通用しないということは、プラ研の頃からの教訓かと思っておりますので、スルーされた場合にどうするのかということは、要請側・行政側で決めておく必要がある、その方が有益なのかというように思っております。それが1点目です。

その次に曾我部先生からご指摘のありました歴史修正主義とかヘイトスピーチに類するものなのですが、ヘイトスピーチは場面によっては権利侵害情報になるということは裁判例で出てきておりまして、そういうものは除外して考えさせていただきます。22ページをお示しいただきたいのですが、私はクローズドなメッセージで来る場合、その脆弱性を利用してその人に対して説得を試みる場合なのなのですが、これがシステミックリスクなのかもしれませんが、特に一番最初の矢印の※の1つ目も2つ目、特に1つ目をご覧

いただきますと、※の1つ目、予測の指標明確性・軽減措置の実効性に課題がある一方で、特に違法性・権利侵害性はないが、有害な偽・誤情報の流通拡散による社会的影響の軽減に向けた方策としては、表現の自由への過度の制約を避ける観点からも情報伝送プラットフォームの自主性・裁量を認めながら、影響予測・軽減措置の実施を促していくことが必要かつ適当という指摘も存在することについてどう考えるかということについては、私はそうは考えないということでございます。つまり脆弱性を利用してその人のもとにだけメッセージを届けるということが、実はこれがまったく新しい問題だと思っています。もちろん例えば公職選挙法の戸別訪問の禁止、山本先生のご論考でそれに近い面があるのではないかとこのご指摘もありましたけれども、それに近い部分というのはあると思いますが、同じではないというところはあって、そして他方で、プラットフォームにおいて思想の自由市場が失敗しているという話がありました。私は思想の自由市場すべてが失敗しているわけではなくて、プラットフォームにおいてのみ失敗しているという話をさせていただきましたけれども、プラットフォームにおいても、プラットフォームの節々においてすべて失敗しているわけではなくて、やはり核心ど真ん中の部分というのは、ここだと思うのです。ここにおいて個別のメッセージによって脆弱性を突くところにおいて歴史修正主義を例えば16歳以下と推測される人たちに広告で出すような行為については非常に大きな問題だと思いますし、同時に表現の自由が大きく後退する、そういうことが言いたいのだったら外で言うてくれという話ではないかというように思っています。もちろんその場合、脆弱性を突くようなことというのはどんなことなのかというのはある程度きちんと検討しませんが、例えば一定の地域というものを指定して、その人に情報を届ける場合、それは例えば行政サービスでその地域において有効なものをその人たちに教えるというまったく正当なものもありますので、どういうものが問題なのかということは、それは彫琢、精密に削り込んでいかないといけないと思うのですけれども、ただ、そういった場面では表現の自由は大きく低下すると考えています。ですので、歴史修正主義をオープンスペースで、それはプラットフォームであっても、言っていることについては介入の要請は低い一方で、脆弱性のある人に対してメッセージを届ける場合には表現の自由が大幅に低下するのではないかというように考えています。ちなみにクリストファー・ワイリーも個別のメッセージで言うことを本全体を通じて非常に強調していましたので、彼もそういうように考えている、感じているのかというように思っているところです。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。非常に重要なところで、私の方から確認というか、

ご質問させていただければと思うのですけれども、1点目は投資詐欺広告等ですけれども、これについては行政からの要請があった場合にスルーされてしまう問題があるという話だったと思うのですけれども、仮に違法なものだと、権利侵害情報であれば、これは情プラ法の迅速化規律が入ってくるので対応せざるをえないということになると思うのですけれども、違法な場合、法令に反している場合には、今後削除義務までは行かないまでもDSAのような形で対応義務を課していくということがありますかと思っています。これでも不十分と言いますか、そこは入るとスルーはされないという理解なのか、その辺りを教えていただければというのが1点。

2点目のところは、私も問題意識はまったく同じです。これをどのように考えていくのかというか、どのように規律していくのが適切なのかというところで申しますと、例えばシステミックリスクのところ、具体的なリスク評価対象というような形で例えば具体的に挙げていくような形、つまりシステミックリスクの評価、リスク軽減義務の中にそういうものを入れ込んでいくということで足りるのか、それとも、それとは別の形で特出ししていくような形になるのかというところですが、森さん、この2点を教えていただければと思います。

【森構成員】 ありがとうございます。まったくご指摘はごもっともでして、まず後半の方なのですが、システミックリスク対応として割と自己評価・リスク評価とその対応への公表みたいなことになっているのかと思うのですけれども、私は確かにEUではそうなっていると伺ってはいるのですが、それで本当にその目的が果たせるのかと疑問には思っているところがありまして、リスクに対して自己評価をして、それに対する対応を公表するという仕組みの場合、リスクが客観的に明白・明確でない結構難しいと思うのです。なので、同じような制度としては、例えば金融商品取引法の内部統制報告制度とか、取引透明化法にもあると思うのですけれども、そこにおいて、こういうリスクがあるからこれに対する対応というところのこういうリスクがあるからというのが、私が単にDSAの理解が足りないだけだと思うのですけれども、非常に漠然としているような気がしまして、そんなリスクあるのでしょうかと言われてしまうこともあるのかと思わなくもないので、何をこちらが心配しているかということです。例えば脆弱性に関するプロファイリング、そのセグメンテーションの切り方というのはどういうものなのかというようなことは、むしろある程度お示しした方が対応してもらいやすいというか、そうなんじゃないかと思っております。これが後半の方です。前半の質問は何だったのでしょうか。

【山本主査】 先ほどのスルーされる問題です。結局、違法なコンテンツ・違法情報についての対応義務をかければという。

【森構成員】 ありがとうございます。違法情報に2つあって、情報それ自体が違法なものというのは、権利侵害情報でなくてもありまして、例えば規制薬物の広告とか、そういう売買春の広告とかがあるので、それに対しては迅速化規律等で全然良いと思います。そうではなくて、情報自体は違法ではありません、でもそれがここに書かれているような生命・身体・財産に対して非常に有害ですといった、多分、投資詐欺の広告もそうだと思うのです。別にその情報を禁止して、その情報を転送したら捕まるかという、そんなことはないと思うのです。なので、そういう情報自体が違法で、そういう情報を発出したら法令違反になりますよというものとそうでないものとあるということを考えて、特にそうでないものの方です。そういうときにどうするかということを決めておかないといけないのかと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。ご発言の趣旨は理解できました。ありがとうございます。

曾我部さん、いかがでしょうか。先ほど本人確認の義務の辺りとか、あるいは他のところでも、最初の方にご発言いただいたので、もし何かあればと思いますが。

【曾我部構成員】 本人確認は確かにどこかで本人確認されている場合がありますというのはおっしゃる通りかと思いますが、そこはそれとして承りますというところでは関係して本人確認を義務付けるということもそうなのですが、これも以前も申し上げたかもしれませんが、本人確認機能を任意で本人確認ができるという機能の実装みたいなものも対応メニューとして入れていくということはあるかなと思います。

それからもう1つ森先生の歴史修正主義の話なのですが、私が申し上げた趣旨としては、有害性のあるものに対応すべき偽情報の類型とすべきだという話との関係で、有害性という中にヘイトスピーチ的な観点を入れていくということで、別にヘイトスピーチの有害性をここで考慮していく必要があるのではないかということ、この検討会の場だとこれまであまり出てこなかったように思いますので、この際強調しておきたいという趣旨でありました。ただ、山本主査からもありましたように、すべてが対応すべき有害性を持つヘイトスピーチあるいは修正主義的な議論の言説というわけではありませぬので、そういう意味で彫琢していく必要があるということは、森先生がおっしゃる通りかと思いますが、具体的に青少年向けのものはそうだということについては、私はまだそこまで断言できないので、そこは留保しますが、いずれにしても何らかの形で彫琢していく必要があるというこ

とは、おっしゃる通りかと思います。以上です。

【山本主査】 大変ありがとうございました。それでは時間がすでに来ておりますので、落合さん、生貝さん、短めによろしくお願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。こちらの2番の論点の方についてです。何を予測してもらうのかについては、22ページで何もなしでフリーハンドにということも、森先生がおっしゃっていたことも何も予想しないでお願いをする方がそれで検証してもらうということ、それだけで適切なのだろうかということは重要と思います。法令の運用にあたって、何に対する対策をしていくべきなのかという部分については、今年ですと投資詐欺の件であったり、また各国で選挙が行われているということであったり、能登半島の地震関係というようなものが出てきたりしていると思いますが、これまでも数年見ておりますとやはり次第に変わってくる場合がございます。そこは一度法制定のときにこういうものをしてもらいたいということを言っているだけだと、必ずしもワークしないタイミングが遠くないタイミングで出てくるように思います。その部分については必ずしもプラットフォームに完全に委ねるということでもなく、こういった総務省の会議の中でも、どういう部分に対して今の情報流通には課題があるのかは、それは継続して議論をされていることがあった方がいいと思います。その上で特にプラットフォームの中だと、この部分が特に関係するのでこれを対応していこうというように思うというのは、そこから先はプラットフォーム側の自己申告とさらにそれに対する評価という流れになっていった方がいいように思いました。私の方からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。本日は3つの論点、2の論点を本当は議論したかったのですが、1の論点は重要な論点だと思いますので、今日は主に1をやったということで、2と3については、次回改めて議論の時間を設けたいと思います。今の話は、また次回こちらでも控えますけれども、また改めて状況によってはご発言いただければと思います。

生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。お話にあった人間の関与のところについて、手短になんですけれども、まず1つおっしゃっていただいた通り、基本的にはAIがやらざるをえない。そうしたときに、デジタルサービス法は基本的にコンテンツモデレーション全般について、第一次的な判断はAIがやるのが当たり前になってきているけれども、しかしそれに対する苦情を受け付ける、あるいは内部苦情処理システムを作って、そこではきちんと人間が関与するということがベースラインとしては決められている、ですからここが1つのべ

ースラインなのだろうというように思います。ただ、さらに例えばサービス提供の停止・終了、アカウント停止・削除のような⑥のような類型は人間の目を通した方がいいような気もしてくる。あるいは、これ大きな枠にもかかるところなのですけれども、基本的にコンテンツモデレーションの対象にオンライン広告というのがかなりの程度入ってくるのです。オンライン広告の場合は、かなりの程度人間の目でチェックしてほしいような気もする。そうしたような手段ですとか、あるいは対象の情報によって、人間の関与の度合というのをある程度上乗せで考えていく余地はあるのではないかと。そういう意図でございました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。その辺りをどこまで法的ないしは制度的に規律するのか、どこまでを行動規範的なところで考えていくのかということころは、1つ重要な論点かなと思えました。ありがとうございます。

まだ色々とおあるかと思えますけれども、時間が既に過ぎておりますので、今日の意見交換はここまでとさせていただきます。実は次回の親会会合が6月10日からとりまとめに向けた議論が始まる予定だと聞いております。従いまして、この検討会親会におけるとりまとめのインプットに向けて、ワーキンググループとしてのとりまとめに向けた議論を次回会合から進めたいと考えておりますが、今日は予定している議論ができませんでしたので、可能な範囲で進めていければと思います。いずれにしても準備につきまして、ワーキンググループの事務局に素案の作成をお願いしたいと思います。非常に重要な論点ですので、拙速にまとめるということも他方で慎まなければいけないと思っておりますので、可能な範囲で準備を進めていただければと思います。次回、今日の取り残した論点とさらに次回もともと予定していた論点両方を議論して、可能な限りでとりまとめに向けた議論ができればという進め方と思います。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回のワーキンググループにつきましては、6月10日（月）13時より、第22回会合との合同開催を予定しております。詳細は事務局からご案内させていただくとともに、議事等につきましては、別途ご案内を申し上げます。

【山本主査】 それでは、以上をもちまして、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ」第25回会合を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。